

議案第 99 号

石岡市行政不服審査法施行条例を制定することについて

石岡市行政不服審査法施行条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

監査委員に委任している行政不服審査法の審査庁の事務に係る権限について、委任を解除し、審査庁の事務を実施することに伴い、必要な事項を定めるため。

石岡市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料の額等)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。次号において「政令」という。）第11条第1号及び第2号に掲げる交付の方法 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、40円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写又は出力する方法に限る。）によってするとしたらならば、複写され、又は出力されるA3判以下の大きさの用紙1枚につき10円

2 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受ける際に納付するものとする。

(手数料の減免)

第4条 審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁。以下同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（

以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

(再審査請求についての準用)

第5条 前2条の規定は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項」と、第3条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、第4条第1項中「審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁」とあるのは「再審査庁が法第66条第1項において準用する法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、同条第1項及び第2項中「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と読み替えるものとする。

(石岡市行政不服審査会)

第6条 法第81条第1項に規定する機関の名称は、石岡市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(審査会の組織)

第7条 審査会は委員3人をもって組織する。

(審査会の委員)

第8条 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、事件ごとに、市長が任命する。

- 2 委員の任期は審査会の調査審議手続の終結までの期間とする。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第9条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会における手続についての準用)

第11条 第3条及び第4条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、第3条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、第4条第1項中「審理員(審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁。以下同じ。)」とあるのは「審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表公益通報外部相談員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額	15,000	副市長
-----------	----	--------	-----